

山口縣神社誌

9 やまぐちけんごくじんじや
山口県護国神社

鎮 座 地 平 玉 三 〇 二 山 口 市 大 字 宮 野 下 一 九 三 三 番 地

電話 〇八三九〇二〇二七

祭 神 (主祭神) 福島男也命等県内殉国の英霊五万二二〇柱
主要祭典 例祭(四月二十九日・十一月三日)、祈年祭(二月十七日)、
新嘗祭(十一月二十三日)、献灯みたままつり(八月十日)
社 殿 本殿(一間社流造・九坪)、祝詞殿(切妻造・四坪五)、拜殿
(入母屋造・二二坪、左右翼廊及び神饌所・祭器庫(切妻
造二六坪)、いずれも昭和十六年建築

境 内 地 二七六四坪

境内建造物

権殿(コンクリート造・一坪五)、社務所及び職舎(木造・
四九坪)、いさお館(木造・一六坪、手水舎(木造・一坪五)、
大鳥居(石造・高さ九メートル)、大灯籠一对(石造)、慰霊
碑六基(石造)、社号標

由緒沿革

山口県出身殉国の英霊の祭祀のため、明治三十六年(一九
〇三)、防長靖献会を設立した。同会は、毎年現在地の南に
隣接する桜島練兵場で、盛大な招魂祭を斎行していた。昭
和十三年(一九三八)、招魂社制度が整備され、県内一円を
崇敬者区域として、招魂社を創建することとなった。ただ
ちに社殿の造営に着手、昭和十六年(一九四一)に竣工し
た。この年、内務大臣より山口県護国神社の指定を受ける。

宮 司 小方基次
崇敬者数 五〇〇〇名

護国神社(ごくじんじや)

慶応三年(一八六七)五月藩主毛利敬親の命により、当時
の山口代官村次郎三郎(大津唯雪)が管内戦死者の霊を祀る
江良招魂場を開設したのに創まる。ところが当社は藩庁所
在地にあるため、恰も諸郡招魂場の総社の如く取扱われ、そ
して明治三年九月二三日に防長最初の合同招魂祭が行われ
てからは、毎年この日(後に三月二三日)を祭日とし、江良神
社と改称せられた。その後、同七年に江良招魂社と改め、昭
和一四年四月護国神社の制度が設けられてからは江良護国
神社と称し、同一六年県社同様の取扱いを受けると共に山
口県護国神社として社殿を新営し、毎年五月八日を例祭に
あてていた。敗戦後は御霊神社と呼ばれていたが、今は旧称
に復して呼ばれている。

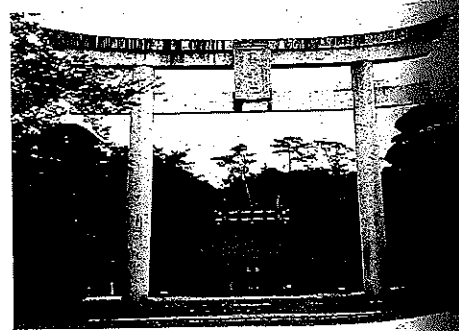
〔宮野八百年史〕より

神庁設立以降

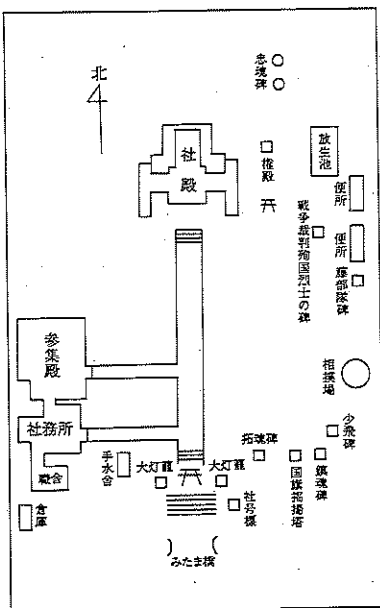
同年十一月、既に靖国神社の御祭神となられた山口県出
身の御霊七一五八柱を奉斎し、鎮座祭が斎行された。以来
幾多の事変、戦争で亡くなられた山口県出身の英霊を合
祀し、慰霊の祭祀を厳修している。

終戦後は、占領軍の圧迫干渉が強まり、昭和二十二年(一
九四七)には、社名も御霊神社と改称することを余儀なく
された。祭祀に対しても、抑圧が加えられるなど苦難の道
を歩むこととなった。参拝者も稀になり、春秋の祭典さ
えも寥々たる有様で、社頭はまだことに寂しい状態がつづ
いた。昭和二十一年(一九四六)に施行された農地解放令
により、周辺の社地は僅かな価格で小作人に払下げられ、
社入金を求める方途もなく、社殿及び境内は荒廃にまか
され、経営は困窮を極めた。この頃の占領軍施政下では、
護国神社に対する国民感情がことの外冷却し、当社に対
して殆んど顧みざる者がなかった。それどころか、むしろ
触れることを避けようとする傾向になったことは、まご
とに遺憾であった。当社は創建の直後大東亜戦争に突入
したため、神社環境の整備は不充分のままであった。その
ため、付属建物の不足、境内の不整備等、神社として必要
な施設が完備していなかった。昭和二十七年(一九五二)、
講和条約が成立し、社名も山口県護国神社と復称したこ
ろより、春秋の祭典も次第に盛大となった。当社境内整備
も逐次整えられてきたが、これらは御霊の慰霊に自づ
とつながる。

神社一里弁花



山口県護国神社全景



編集委員

広田暢久 山口大学講師・監修者
 伊藤忠芳 八幡宮宮司
 吉野正修 玉祖神社宮司
 神本正律 久米神社元宮司
 村上文健 花岡八幡宮名誉宮司
 上田俊成 飯山八幡宮宮司
 竹中恒彦 亀山八幡宮宮司
 市木征彦 椎尾八幡宮宮司
 河谷昭彦 山崎八幡宮宮司

編集協力委員

友田 光 厳島神社宮司
 宮本公胤 二所山田神社宮司
 宮崎宏規 神功皇后神社禰宜
 真庭宗雄 豊栄神社宮司
 長尾健彦 長尾八幡宮宮司
 海田光顕 岩戸八幡宮宮司
 宮崎匡敬 忌宮神社禰宜
 西村直彦 赤間神社権禰宜
 鳴瀬道生 豊田神社宮司
 宮寺 敬 八幡宮宮司
 小野信男 八幡宮宮司

村上基起 花岡八幡宮宮司
 白石真三 琴崎八幡宮権禰宜
 佐伯榮和 白崎八幡宮権禰宜
 中嶋智晴 豊栄神社権禰宜

調査委員（編集委員・同協力委員を除く）

鈴木宏明 防府天満宮宮司
 小方基次 山口県護国神社宮司
 大田 穰 白鳥八幡宮宮司
 栗栖昭夫 岩隈八幡宮宮司
 三宅定宏 代田八幡宮宮司
 西村信行 河内神社宮司
 村田景昭 竈八幡宮禰宜
 宮崎治久 中領八幡宮宮司
 宮崎正隆 古尾八幡宮宮司
 磯部正明 忌宮神社宮司
 白石賢次郎 大坪八幡宮宮司
 古屋邦郷 広旗八幡宮宮司
 安達弘校 武氏八幡宮宮司
 木村直孝 生雲八幡宮宮司

山口県神社誌

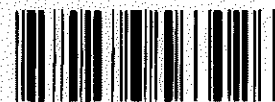
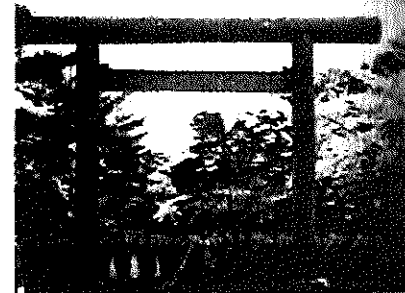
平成十年三月二十五日 発行

編集 山口県神社誌編集委員会

発行 山口県神社庁

〒753-0091
 山口市 天下一丁目1-13
 電話 〇八三九-1131 〇五〇六代
 FAX 〇八三九-1121 一七二〇

印刷 大村印刷株式会社



9784886563026



1920021012006

ISBN978-4-88656-302-6

C0021 ￥1200E

展転社/定価:[本体1,200円+税]

故郷の護國神社と靖國神社

「シリーズふるさと靖國5」

靖國神社編

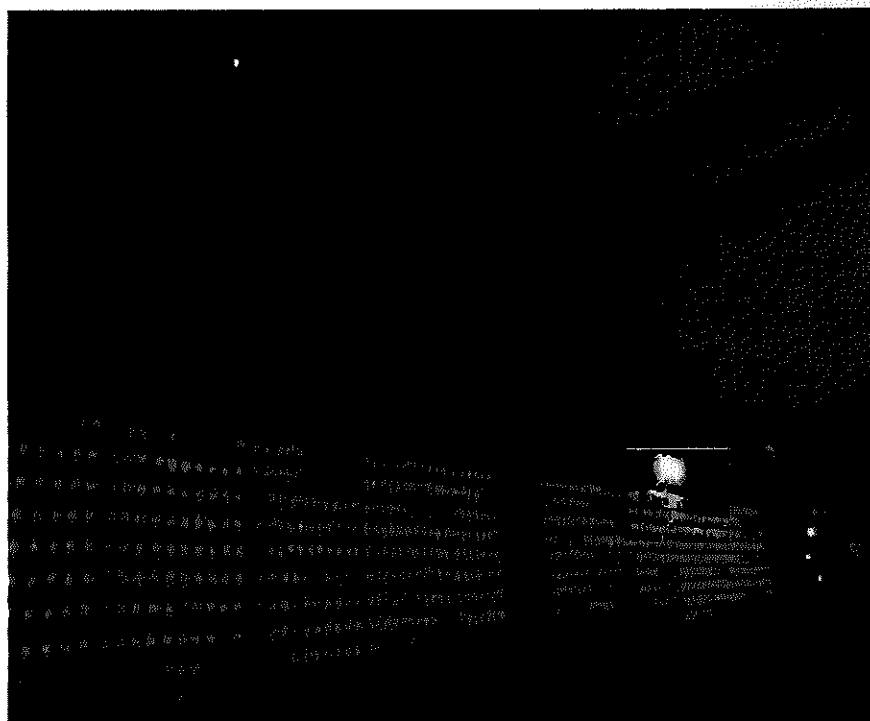
展転社

「シリーズふるさと靖國5」

「故郷の護國神社展」の記録

故郷の護國神社と靖國神社

靖國神社編



展転社

私は二十八歳の男です。戦地に赴き、志半ばで命を落とした兵士の手記を読んで自分がこの立場であつたらどのような心境でこの文を書いたのか思いも

よりません。文面からあふれる愛する者に対しての思いに接して、ふと私も愛する者のために何か尽力できるのかと痛切に感じました。

無記名

昔の人はとにかく字がきれいで美しい。覚悟がちがうのだろう。今回の展示で日本全国にこんなに沢山の護國神社があることを初めて知りました。これらは勝手に残っていくものではなく、今後の日本人の手で守って残していかなければならないものです。自分には何ができるのかなと思います。

公務員 無記名 (三十三歳)

「護國神社」が存在していた事は知っていたものの存在の意義、大切さということ改めて痛感させ

られた。故郷に帰った際に、また近くを通りかかった際はお参りしたいと思います。

元陸上自衛官 F・D

戦争を肯定するつもりはありません。ただ、日本を守るため家族を守るために戦った先人がいることは誇りに思います。それを否定しようとすることは馬鹿げています。その先人たちのおかげで今の日本があるのです。その先人たちが眠る神社を守っていくことは、日本人として当然のことです。

無記名 男 (二十七歳)

解説 靖國神社と護國神社について

國學院大學教授 大原 康男

英霊祭祀のはじまり

よく知られているように、靖國神社の前身は東京招魂社である。明治元年（一八六八）四月二十八日、東征大総督有栖川宮熾仁親王は戊辰戦役の陣歿者のために招魂祭を行うことを令せられ、六月二日、江戸城西の丸の大広間において盛大な祭典が営まれた。これに先立つ五月十日、太政官は嘉永六年（一八五三）のペルリ率いる黒船来航以来、国の危機を憂え、国事に奔走して非命に斃れた殉国の士と、鳥羽・伏見の戦い以降の戦歿者を慰霊するために、京都東山に祠宇を建てて永くその忠節を顕彰する旨の二つの布告を発したが、翌二年六月に至って大村益次郎らの建議によって東京に全国的規模の招魂社を建立することに方針が変更された。同月十九日に社殿造営に着工し、二十七日に竣工、二十九日に最初の祭典を行ったのである。一ヶ月足らずのごく短期間のことであった。

それからちょうど十年たった明治十二年（一八七九）六月四日に東京招魂社は靖國神社と改称し、別格官幣社に列格された。別格官幣社は、楠木正成をご祭神とする湊川神社に代表されるように、皇室や国家のために尊勲を残した人々を祀る神社で、近代になって定められた社格としては官幣小社に相当する。当初、内務・陸軍・海軍の三省の共同所管とされたが、後に内務省が離れ、陸海軍両省の所管となり、以後、そのまま終戦に至る。伊勢神宮以下の他の神社がすべて内務省の所管であったのとは対照的である。

先記したように、最初の合祀は戊辰戦役の陣歿者であったが、次いで佐賀の変、台湾出兵、江華島事件、神風連・萩・秋月の変から西南戦争に至る内外の事変・戦役に関わる死歿者が合祀され、さらにペルリ来航以来の国事殉難者（吉田松陰・橋本左内・坂本龍馬など）も合祀されるようになった。以後、もっぱら日清・日露戦争から大東亜戦争に至る対外戦争・事変の戦死・戦病死・戦傷死・公務殉難者をその都度合祀し、文字通り全国的・総合的な英霊祭祀施設となったのである。

靖國神社に対して皇室は破格の殊遇を示されてきた。天皇陛下が毎年あるいは六年ないし十年に一回、勅使（天皇陛下のお使いで幣物を捧げ、祭文を奏する）を差遣される重要な神社を勅祭社と称するが、一年に三回遣わされる伊勢神宮は別格として、橿原神宮や明治神宮のような官幣大社でさえ年一回であるのに対し、別格官幣社に過ぎない靖國神社に対して毎年春秋の例大祭に都合二回も差遣されることによっても窺われよう。また、天皇陛下ご親拝もしばしばなされてきた。

護國神社の創建

一方、靖國神社とも関係の深い護國神社は、幕末から明治初年にかけて主として各藩が藩出身の殉難者や戦歿者を祀るために設けた地方招魂社が起源である。廃藩置県の後には政府が官費で維持・管理することになり、祭祀料・修繕料が国から支給され、招魂社明細帳が作られ、受持神官を置いて祭祀その他一切の業務を取り扱わせた。

また、地方招魂社のご祭神には戦歿者だけでなく、平時の死歿者も含まれていて区々であったため、当該地方出身の靖國神社のご祭神と共通するようにするなど、祭神合祀の条件の統一も漸次整備されていったが、制度が全面的に整えられたのはかなり遅く、昭和十四年（一九三九）の護國神社制度の発足を待たねばならなかった。

同年三月十五日、招魂社は護國神社と改称され、社名・祭神・祭祀などについて詳細な規定が設けられて面目を一新する。社格は従来通り付さないとされていたが、実際上は「内務大臣ノ指定セル護國神社」（指定護國神社 終戦まで五十一社を数える）は府県社（道府県を崇敬境域とする神社）、「其ノ他ノ神社」（指定外護國神社）は村社（村を崇敬境域とする神社）と同等の取り扱いを受けることになった。前者に合祀すべきご祭神の範囲は神社所在の道府県一円の区域とし、一府県一社を原則とするが、特別の事情のある府県については複数の神社を指定する場合もあった。概ねそれは聯隊区（徴兵制の下で兵員を徴集するために設けられた特別の行政区域）の関係によるもので、たとえば、島根県には松江・濱田の両護國神社、広島県には広島・福山の両護國神社が指定されたようにである。社名に道府県名を冠することができるのは、この種のものに限られる。

もともと、東京には靖國神社があるので、それとは別に護國神社が建てられることはなかったし、神奈川県護國神社は、鎮座直前に戦災に遭って焼失したまま終戦を迎えたため、存在しない。

後者に合祀すべきご祭神の範囲は従前の崇敬区域たるものとした。そして指定・指定外とを問わず、いずれも所管は招魂社時代と変わらず内務省である。

ところが、昭和二十年（一九四五）八月、日本が大東亜戦争に敗れたことによって、靖國神社と護國神社は未曾有の危機に見舞われた。米国を中心とする連合国軍総司令部（GHQ）は、連合国に対する脅威の源泉と見做した「軍国主義・国家主義」イデオロギーの排除を精力的に推し進め、同年十二月十五日、その主要な発源とされたいわゆる「国家神道」の廃止を目的とする「神道指令」を発した。その結果、神社は明治以来続いてきた国家とのすべての関係を絶たれることになったのだが、その中でも彼らから最も危険視されたのが戦死者を祀る靖國神社と護國神社だったのである。

もちろん、ポツダム宣言では「信教の自由」が保障され、靖國神社も護國神社も民間の宗教法人として再出発していたので、やみくもに閉鎖・破壊を命ずることは憚られたらしいが、他の宗教団体、いや他の神社と比較しても非常に厳しい差別的な処遇が占領末期まで続いた。たとえば、崇敬者が自発的に神社に献金することや、戦災によって焼失ないし損傷した社殿を復興することもしばらく見合わせられたことがあったし、国公立学校の児童生徒が社会科の学習のために神社や寺院を見学することも靖國神社・護國神社には認められなかった。

なかでも深刻だったのは、いわゆる国有社寺境内地問題である。国有社寺境内地とは明治四年（一八七二）の土地令^{じょうちきやう}によって古くから認められてきた社寺領をことごとく国有地に編入した上で、その

うちの一部を無償で貸与して、従来通り使用することを容認した制度である。当時、議会で審議中であった憲法改正案では「公金その他公の財産」を「宗教上の組織若しくは団体」の使用・便宜などのために「支出し、又はその利用」に供することを禁止していたので（現憲法八十九条、これまでの国と神社・寺院間の財産上の特殊な関係を抜本的に整理する必要が生じ、該当する神社や寺院に国有境内地を無償ないし有償で譲与することになったが、「軍国的神社」と名指された靖國神社・護國神社にはこれを適用しないとされたのである。対日講和条約が締結された直後の昭和二十六年（一九五二）九月十二日に至って、この留保が解除されたとはいえ、何年もの間、宗教法人としての存立に不可欠の財産である境内地の取得ができないという不安定な状態が続いた。

このように、多方面にわたって厳しい処遇を受けてきた中で、少々意外に思われるかもしれないが、実はGHQは靖國神社よりも護國神社の方に険しい目を向けていたのである。その理由の一つは、護國神社の制度的整備が国家総動員体制が確立されつつあった時期になされたことにあるようだが、たとえば、それは靖國神社には求められなかった社名の変更がなされたことにも現われている。「護國神社」という名称は一切使わず、所在地名のみを付したものの（北海道護國神社↓北海道神社）、旧国名を用いたもの（福山護國神社↓備後神社）、古称に因んだもの（長野縣護國神社↓美須々宮）など多様である（占領終結後には旧に復した）。

なし得るならば、閉鎖に追い込みたいと最後まで考えていたであろうGHQの執拗な施策を前にして、結局のところ、靖國神社・護國神社が致命的な後遺症を残すことなくその本質を守り通すことが

できたのは、何よりも遺族や戦友を中心とした一般国民の神社存続を願う強い要望を無視できなかったからである。六年八ヶ月におよぶ『逆風の時代』に神社護持のため苦闘した先人たちの努力を決して忘れてはなるまい。

人を神として祀ること

ところで、靖國神社・護國神社の祭祀をふつう「英霊祭祀」と呼ぶが、「英霊祭祀」は人を神として祀る日本人の信仰の一つの現れである。一般に人が死んだ後に神として祀るケースには大きく分けて二通りあると言われる。一つは生前に深い怨みを抱いて死んだ人間の霊が祟って大きな災厄がもたらされるのを恐れ、これを鎮め、その強大な霊力を善や福に転ずるよう働きかけるために祀る場合であり、もう一つは、そうではなく、生前にさまざまな面で卓越した事蹟を残した人の威徳を称え、その加護を願って祀る場合である。

前者はふつう御霊信仰と呼ばれ、熾烈な政争や戦闘での敗者、一揆の首謀者など非業の死を遂げた人々への強い畏怖の念から生れたもので、その代表的な例が藤原氏の讒言ざんげんによって大宰府に流され、その地で果てた菅原道真の霊を祀る北野天満宮である（もともと、道真の怨霊神としての性格は時とともに薄れて行き、今日では広く学問の神として崇敬されているのは周知の通り）。

後者の嚆矢こうしが豊臣秀吉を祀った豊国大明神であり、それに続くのが東照大権現となった徳川家康で

ある。その後、大名の家でも藩祖を祀る風が広まり、また、善政を行った代官や庄屋、あるいは地域のために尽力した義民などを神社に祀ることが全国各地に広がって行く。先に少し触れた湊川神社をはじめ、明治以降に数多く創建される別格官幣社のご祭神として祀られた人々（藤原鎌足・和氣清曆・新田義貞・織田信長・島津斉彬・三条実美など）も同様である。「英霊祭祀」の対象とされる人々もこの系列に入る。すなわち、幕末維新期に国事に奔走して暗殺や処刑、あるいは戦闘などで死没した人々の同志が彼らの霊を招き、親しく弔慰する祭儀として行われたのが起源である。実際、そうした祭儀は楠公祭とセットでなされることも少なくなかった。時には儒式でなされたこともあったが、多くは神式の祭典である。

ただ、ごく一部で今もなお「英霊祭祀」をもっぱら御霊信仰の文脈で論じようとする向きもあるが、それはいささか誇張に過ぎる。たしかに、国事に挺身して亡くなった人々の霊を放置したままにしておくと、社会に不穏な事態が生じるのではないかといった懸念がなかったわけではない。しかし、この種の祭典の祭詞や祭文の類をつぶさに眺めてみると、そこには祀る者が祀られる者の行実ぎんじに共感してその精神の継承を誓うという姿勢は窺われても、祀られる者の霊を畏怖して、その荒すまびをおそれるというような態度ではないことが判然とする。

あるべき「戦歿者追悼」の姿

もう一つ、今日では一般には「英霊祭祀」よりも「戦歿者追悼」という表現が使われることが多い。ここでのキーワードである「追悼」の意義についてもしばしば誤解されている。「追悼」はあくまでも戦歿者に対する「慰霊」にとどまるべきであって、「顕彰」であってはならない、との考えである。たしかに、「追悼」は「悲しみ、悼む」ことを基調としているが、戦歿者に対する「追悼」は天災や事故などで亡くなった人々に対するそれとはいさな異なる。彼らに対しては「悲しみ、悼む」だけでよいだろうが、戦歿者は災害死や事故死とは違って、「国家」という共同体のためにかけがえのない生命を捧げた人々である。そこには「感謝し、敬意を表する」という意味がさらに重ねられねばなるまい。

つまり、戦歿者の追悼は、戦歿者を「悼み、その霊をなごめること」(慰霊)と戦歿者の「祖国に尽くしたまごころを称え、後世に伝えること」(顕彰)の両義が不可分に結びついているのだ。このことは欧米の戦歿者追悼式 (memorial exercises) のありようを見れば一目瞭然である。そこでは mourning (哀悼) と honor (崇敬) が一体となつていて姿が容易に見出されるであらう。

最後に靖國神社と護國神社の関係について一言補足しておきたい。既に詳しく論述してきたように、全国各地にある護國神社は、東京招魂社を前身とする靖國神社とは別個に、主として各地方の藩

などが創建した地方招魂社を起源としている。したがって、靖國神社と護國神社はいわゆる本社・分社の関係にあるのではない。この点もよく誤解されている。分社は本社（たとえば、八幡宮ならば宇佐神宮、稲荷神社ならば伏見稲荷大社）からご分霊を勧請して奉祀した神社を指すからである。

他の事例を挙げるとすれば、別々に同じご祭神を奉祀して創建された大阪の住吉大社と下関の住吉神社の関係に類するもので、本社・分社の関係になくとも、ご祭神を同じくする神社同士が緊密な関係を持つのは当然のことである。護國神社は「全國護國神社會」を結成し、靖國神社と常に連携・協力しながら、「英霊祭祀」を日夜厳修し、戦歿者の慰霊・顕彰のための諸活動を推進している。

靖國神社の英霊の御事跡を記すとき、御名前、階級、戦歿年月日、戦歿場所とともに、御出身地を必ず明記する。また、御神前には遺族始め崇敬者の方々が故郷の物産をお供えされる。お米、お酒、などなど重きことを厭わずに遠き故郷からお持ちになられる。このこと一つだけでも英霊と故郷とは切っても切れぬ絆のあることが分かる。

本書は、英霊はいかに故郷を思われたか、故郷ではいかに故郷出身の英霊を偲ばれているかを主題として、平成十八年三月一日より翌十九年一月三十一日まで靖國神社遊就館にて開催された特別展「故郷の護國神社」の展示品、解説文を「シリーズ・ふるさと靖國5」としてまとめたものである。

「シリーズ・ふるさと靖國」はこれまで、『昭和つ子は謳う』、『画集・童子のみたま祭』、『いざさらば我はみくにの山桜』、『散華の心と鎮魂の誠』の四巻が出版されている。シリーズ名「ふるさと靖國」の「ふるさと」とは、日本人のこころのふるさとである靖國神社という意味で命名したのであるが、今回奇しくもシリーズ名にふさわしい内容になったように思う。

我が国には靖國神社をはじめとして、各県、各村に忠魂碑、護國神社が建立され、英霊奉慰顕彰がなされている。そのうち戦前内務大臣により指定された五十二社（宮崎県は社殿建築中に終戦を迎え、

鎮座は戦後）は全國護國神社會を組織している。この五十二社は、それぞれが独立しており、それぞれの歴史を持つが、そのなかにも大きく共通していることを二つだけあげてみる。

その一つは、当該道府県御出身の英霊を合祀し、日々鄭重なる祭祀が斎行されていることである。靖國神社は当時日本国籍であった台湾籍、朝鮮籍の方を含め、日本全国の英霊を祀っている。それに対し、各護國神社は当該道府県御出身の英霊を祀っている。北海道・岐阜県・兵庫県・広島県・島根県のように一県に複数存在するところもあり、神奈川県のように存在しない県もある。また、戸籍と関係なく、郷土聯隊在隊中に戦死した方をも合祀している。護國神社や沖縄県護國神社のように沖縄戦で戦死されたすべての方々を合祀している神社もあるが、原則として一県に一社の護國神社が鎮座している。

故郷出身の合祀適格者（戦死・戦傷病死他）が生じた場合、当該護國神社は招魂祭を斎行し、合祀祭を厳肅に執り行う。合祀された英霊に対し奉りては、春秋の大祭を始め、日々まごころ籠めた祭祀が執り行われる。参拝者は遺族、戦友はもちろん、自然の流れとして、現在は戦後世代の方々が多くなっている。

もう一つは、故郷の人々が厚き奉賛のまことを捧げていることである。招魂社などの護國神社の起源となる御社が建立されたのは明治であり、制度として確立されたのは昭和十四年である。言わば神社としては比較的新しいものである。しかしその信仰は、我が国古来の信仰に根ざしている。

日本人の心を究明した江戸時代の国学者本居宣長は、「尋常ならざる徳のありて、可畏き

物を迎微とは云ふなり」と言う。尋常ではなく、他と比較して優れた働きを持っていて、人が恐れ多いと感じ、尊敬して仰ぎ見る人・物、それがカミであると定義している。神となる資格は決して絶対的なものではなく、美しい自然、威厳のある自然も神。尋常でない人も神である。尋常でない人とは、自分のことを考えずに他者のことを考える人である。子孫のことを守ってくれる祖先も神である。他者のために生命を捨てて尽す、ムラ・部落といった共同体の為に生命を捧げた人も神なのである。私どもはこのように祖先や、共同体に尽くした人々を神とし、お祀りしてきた。同時にその神は子孫やその共同体を守ってくださる、という信仰を持ち続けてきた。護國神社、靖國神社は、このような日本人の宗教観、祖先観に根ざす伝統的習俗の底をしっかりと流れている「信仰」、その信仰に国家や共同体の手によって公的祭祀の資格が付与されたと考えることができる。

護國神社の歴史をひも解くと、存在さえ危ぶまれる苦難の時代もあった。大東亜戦争終戦後の占領政策時代である。大原康男先生がこの時代の苦難を述べられているが、「護國神社」という杜号さえ許されなかったこの苦難の時代にもしっかりと護國神社を守られた人々があり、占領解除後には実に多くの人々が奉賛の誠を捧げ、社殿の復興をなし、境内を隆昌の地としている。秋田県護國神社の如く、平成二年には心無き者の攻撃を受け御社殿が全焼したが、多くの御奉賛によりたちどころに荘厳な現在の御社殿が復興した例もある。護國神社への奉賛のまことの例は枚挙にいとまないが、我が国古来の信仰に根ざしているが故である。

念のため申し添えるが、各護國神社に対する天皇皇后両陛下、各宮様の御崇敬には実に忝いものが

ある。聖上におかせられては、地方御巡幸の折にはその地に鎮まる護國神社に幣帛料を下賜される。

今回の特別展「故郷の護國神社」を開催し、改めて英霊と故郷との強い結び付きを実感する。東京を含め誰にでも故郷があり、故郷を思うとき、自然と心安らぐものである。もしかするとそれは、故郷には故郷の英霊が鎮まり、故郷を見守ってくれるからかも知れない。

末筆ながら、本書に國學院大學大原康男教授の玉稿を頂戴したこと、編集・出版に際し展転社藤本隆之社長、今村裕編集長、花井孝之氏に格別なる御尽力を頂いたことに深く感謝申し上げます。さらに各護國神社には特別展開催時より本書上梓に至るまで多大なるご協力を頂いたことを感謝し御礼申し上げます次第である。

平成十九年三月二十日

靖國神社

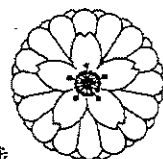
靖國神社

〒102-8246

東京都千代田区九段北 3-1-1

電話 03(3261)8326 FAX 03(3261)0081

<http://www.yasukuni.or.jp/>



「ふるさと靖國」の刊行に際して

数島の大和心を人とは々朝日ににはふ山桜花 (本居宣長)

百千々の世にもうかじ天地の神のかためし大和しまねは (村田春海)

わが国学の先人は、このやうに漂たる国魂、嚴たる国柄を語つた。ゆるぎなき悠久の国史を刻む、わが日本人の心意気といはなくてはならぬであらうか。先人は古来、瑞穂の国の豊穡に神恩を感謝し、父祖を敬ひ祀つて鎮魂の祭祀をたやさず、大君のしるしめす下、真に君民一体の国づくりにいそしみ、たぐひなき大和心を発揚した。

いま謹み願ひて、靖國のみやしろに神鎮まります二百四十六万余柱の英霊は、このかけがへもなきわが国土、わが誇らしき国風よ永遠なれと願ひつゝ、尊き御身を挺されたのであつた。その氣高き殉国散華のいさをしの上に、今日の平和と繁栄がある。

戦後五十年もの平和を享受して来た今、改めて先人達の培ひ残して下さつたこれらの事に全国民が思ひをいたし、日本の道義の心、かぐはしき伝統と国風、そして日本人の「心ふるさと」を思ひ起こし、胸に刻みたいと思ふのである。

靖國神社ではこの趣旨達成のために微力を傾注することが、英霊の御神意に叶ふものと確信いたし、「ふるさと靖國」シリーズを企画した次第である。世代を超えた広汎な読者各位と共に相励み、研鑽を重ねていきたい。ここに発刊の辞とさせていただきます。

平成五年四月二十二日 春季例大祭当日祭の佳日

靖國神社宮司 大野 俊康

シリーズ・ふるさと靖國5

ふるさと 故郷の護國神社と靖國神社

「故郷の護國神社展」の記録

平成十九年四月六日 第一刷発行

企画・編集 靖國神社

発行人 藤本 隆之

発行 展 転 社

〒113 0033 東京都文京区本郷1-28-36 301

TEL 03(3811)0721

FAX 03(3811)0786

<http://www.tendensha.co.jp/>

印刷 文昇堂

製本 大石製本所

©YASUKUNIJINJA 2007. Printed in Japan.

型・落し本は送料が社費にても取替致します。

定価はカバーに表示しております。

ISBN 978-4-88656-302-6 C0021